

## 令和3年度 財政健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化の法律第3条第1項に基づき算定された4つの指標値（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び第22条第1項に基づく公営企業の資金不足率は次のとおりです。

### 1. 健全化判断比率の概要と基準値

#### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は一般会計と公営事業以外の特別会計を対象とした実質赤字額を標準財政規模で除して算定されることになりますが、実質収支が赤字ではないため実質赤字比率についての早期健全化基準の15%には到達していません。

#### ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は一般会計等の実質赤字に公営事業会計の実質赤字額及び資金不足額を加えた連結実質赤字額を標準財政規模で除して算定されることになりますが、この会計を対象とした実質赤字又は資金不足がないため連結実質赤字比率の早期健全化基準の20%に到達していません。

#### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は公債費（元利償還金）等が標準財政規模に比してどの程度の負担かを表す指標として現行の地方債協議・許可制度においても用いられている比率です。算定に当たっては、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金である「準元利償還金」を「元利償還金」に加え、これを標準財政規模で除する（元利償還金のうち交付税措置（交付税算定の基礎となる基準財政需要額に算入）される額を分子・分母双方から控除する）ことで数値が求められます。

早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の起債が制限される基準が25%となっていますが、令和3年度比率は6.7%です。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は残高（ストック）ベースでの財政負担を表す指標として用いられることとなります。算定に当たって①地方債残高、②PFI事業に基づく建設事業費・土地購入費等の支払確定額、③退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額、④公社及び損失補償している第三セクター等の負債のうち一般会計等の負担見込額の項目を将来負担と認識し、将来負担軽減効果のある基金等を控除し、これを標準財政規模で除する（元利償還金のうち交付税措置（交付税算定の基礎となる基準財政需要額に算入）される額を分子・分母双方から控除する）ことで求められます。

将来負担比率の早期健全化基準は350%となっていますが、令和3年度において将来負担比率は生じていません。

## 2. 公営企業の経営の健全化（資金不足比率）

資金不足比率とは、公営企業（簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計）の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので令和3年度決算において、資金不足はありません。

## 総括表

### 健全化判断比率の状況 (令和3年度)

(単位 : %)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
津別町	-	-	6.7	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

※算定結果が黒字になるため、「-」表示されています。

### 資金不足比率の状況 (令和3年度)

(単位 : %)

区分	簡易水道事業 特別会計	下水道事業 特別会計
津別町	-	-
経営健全化基準	20.00	20.00

※算定結果が黒字になるため、「-」表示されています。